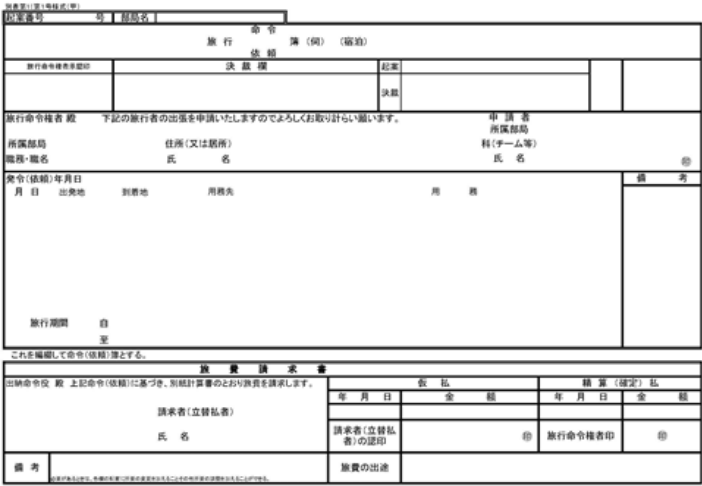
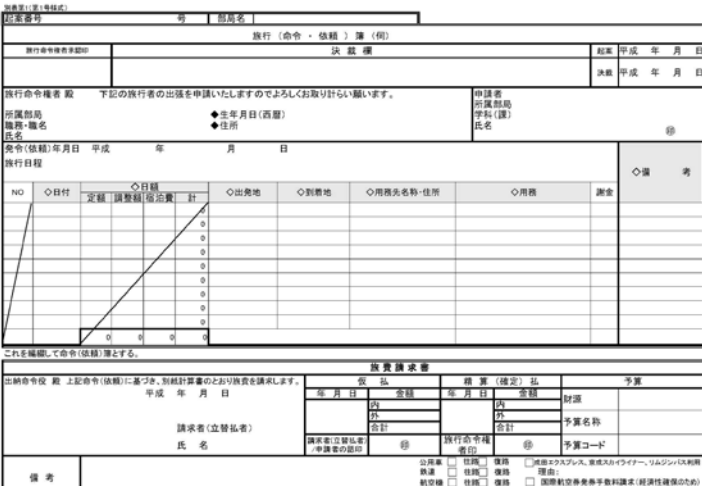


国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(略)</p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p> <p>第6条 旅行者が、規程第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 第1号様式(甲) 旅行(命令/依頼)簿(伺) (宿泊)</p> 	<p>(略)</p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p> <p>第6条 旅行者(役職員以外の者(学生を除く。))にあつては申請者が、規程第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>別表第1 第1号様式 旅行(命令/依頼)簿(伺)</p> 	

別表第2 (略)	別表第2 (略)
別表第3	別表第3
第1 第7条第1項第1号に規程する旅費請求書に添付すべき資料	第1 第7条第1項第1号に規程する旅費請求書に添付すべき資料
1~7 (略)	1~7 (略)
8 規程第21条又は規程第35条第3項に規定する食卓料	その支払いを証明するに足る資料
9 規程第22条又は規程第36条に規定する移転料	(略)
10 規程第26条第2号に規定する宿泊料	(略)
11 規程第26条第3号に規定する船賃、車賃	(略)
12 規程第28条又は規程第39条に規定する旅費	(略)
13 規程第24条又は規程第38条に規定する扶養親族移転料	(略)
14 規程第29条又は規程第43条に規定する旅費	(略)
15 規程第30条第4項又は規程第44条に規定する旅費	(略)
16 外国旅行の旅費	(略)
第2~第4 (略)	第2~第4 (略)

附 則(平成30年4月1日細則第1号)
この細則は、平成30年4月1日から施行する。